

産学官連携による共同研究強化のための政府の取組

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性確保は、2025年度までに大学・研究に対する企業の投資額を3倍とする政府目標を実現するために極めて重要であり、政府としても集中的に取り組む必要がある。そこで、具体的方針として以下の4方向による取組を進めて行く。

① 具体的な共同研究等のプロジェクト支援

ガイドラインの実効性確保に向けては、ガイドラインに基づいて産業界が大学・研究開発法人とマッチングできるような共同研究の存在が重要である。上記の通り、共同研究の形成については一元的には企業と大学・研究開発法人との自由に基づく契約事項にて進めて行くものであるが、政府においてもガイドラインの精神・内容を踏まえた各種研究開発・実証事業等の取組を通じて共同研究の形成を支援していく。

例えば、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や科学技術振興機構（JST）による産学連携の共同研究プロジェクト、大学発ベンチャーへの支援などにおいて、本ガイドラインに則った取組の検討を進めていく。

② 大学等におけるイノベーション経営人材の育成や運用改善への支援

ガイドラインに基づいて今後、大学・研究開発法人における産学連携機能の強化が進められることが期待されるが、特に単独大学等ではそのマネジメントが困難な場合もあることから、大学等におけるイノベーション経営人材の育成等の支援とともに、大学の運用に係る明確な理解の促進（例えば、政府におけるガイドラインの周知活動、大学の運用において出来ること出来ないことを明示したホワイトリストの提示、担当窓口の明確化など）を進めて行く。特に、大学の運用に係る明確な理解については、投資主体である産業界に対して産学連携による本格的な共同研究を奨励する上でも極めて重要であると考えられる。

③ ガイドラインに基づく大学の取組成果に対するインセンティブ付与

ガイドラインに基づく先進的な取組が、研究成果の事業化やライセンス等による収入の拡大につながり、大学・研究開発法人の産学連携体制の強化や教育研究の高度化を通じて更なる産学連携の展開に結び付くという自立的な好循環を実現することが必要である。政府としても、これらの取組を加速する観点から、公的資金等の活用も含め適切にインセンティブ付与を行っていくことが肝要である。他方、ガイドラインに基づく大学・研究開発法人での取組状況を踏まえ、先進的な大学・研究開発法人に対して、産業界の投資を奨励していく仕組みを、政府として着実に構築していく。

④ ガイドラインを踏まえた大学の取組の評価

国立大学法人運営費交付金の3つの重点支援の枠組みによる配分に当たっては、各大学が設定した産学連携の目標の取組状況も踏まえて重点配分されているが、毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たっても、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。

なお、各法人における産学官連携等に関する中期目標・中期計画の達成状況についても、国立大学法人等の評価において確認する。

さらに、指定国立大学法人においては、その備えるべき要素として社会との連携が示され、大学間及び大学と企業・研究機関等の共創の場の構築・深化が求められている¹ことから、その指定に際しても、産学連携を行うに当たって、ガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはされる計画となっているかを十分に踏まえるものとする。

¹文部科学省「特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議 審議まとめ」を参照。